

日本の名誉と信頼を回復するための提言

平成27年7月28日
自由民主党

1. 総論

かねて事実関係に基づかない報道等により、戦時中の慰安婦問題、南京事件等について、日本の名誉と信頼が大きく損なわれてきた。特に、慰安婦問題については、平成26年8月、朝日新聞は記事の初出から32年を経て、慰安婦に対する強制連行があったとするいわゆる「吉田証言」を虚偽であるとし、吉田証言をもとにした自社の過去の記事が誤りであったことを認め謝罪するとともに、12月には木村伊量社長が辞任するに至った。

一連の誤報については、憲法において表現の自由、報道の自由等が保障されているとはいうものの、32年間という長期にわたり吉田証言を十分な検証もせず記事を捏造し続け、日本国民のみならず、国際社会に誤った認識を植え付けた責任は取り返しがつかない程大きく、日本の名誉が著しく毀損した。

我々自由民主党は、国家の名誉回復を図るため平成26年10月に自民党内に「日本の名誉と信頼を回復するための特命委員会(以下「特命委員会」という。)」を発足させた。特命委員会では、特に慰安婦問題に焦点を当てることとし、13回開催された委員会の中で専門家や政府関係者等からのヒアリングを行い、日本の名誉と信頼を回復する方策について議論してきた。

慰安婦問題については、戦時中に慰安所が設置され、女性を民間業者が募集し働かせたことは事実であり、根本的に女性の人権と尊厳を著しく傷つけたという点に議論の余地はない。

しかし、昨今、諸外国において、慰安婦問題をめぐり、「性奴隷」といったセンセーショナルな表現を含む碑や像が設置され、客観的な事実関係に基づかない一方的な主張による報道や、諸外国の中央及び地方の議会における決議^(注1)が行われ、直近では天皇陛下や安倍総理を被告とした訴訟が米国で提起されていることなどは、著しく日本の名誉を毀損し、国益を損なうものとして看過できない。

このような状況は、在外邦人の子供達へのいじめなど人権侵害にも発展しており、将来の子供達のためにも早急に日本人及び日本の名誉と信頼を回復する必要がある。そのためには、慰安婦問題に関する客観的事実に基づく日本の主張や取組に対し、国際社会の正しい理解を得ることが重要であり、そのために、特命委員会として次の3点を柱とする提言を行う。

- (1) 日本が戦後一貫した平和国家であり、人権を重視する国家であるという実績を示し、世界の平和と発展に貢献してきた国であることを強調する。
- (2) 慰安婦問題をめぐる事実誤認やいわれなき批判等に対し、客観的な事実に基づく反論を行い誤りを正すとともに、慰安婦問題に対する今日までの取組を丁寧に説明する。
- (3) 今後も、道義国家・文化国家として信頼される国をめざしていくことを確認し、未来志向につなげるものとする。

(注1) 例えば、平成19年7月30日の米国下院決議には、「日本国政府による強制的な軍の売春である『慰安婦』制度は、その残忍さと規模において、かつて例のないものと考えられており、20世紀最大の人身取引事案の一つにおいて、結果として切断、死亡、最終的には自殺に至らしめる輪姦、強制的中絶、屈辱的行為、性的暴力を含むものであった」といった事実に基づかない記述が見られる。その他の国の決議については「年表」の別添1～4を、米国内の碑・像の碑文については別添5を参照。

2. 日本の平和国家としての歩み

日本は、過去の一時期の例外を除き、戦前から一貫して人権を重んじ、平和を尊ぶ国として歩んできた。大正時代には、戦争のためにシベリアに送られ、祖国に帰ることのできなくなったポーランド人孤児たちを救出し、日本に受け入れ、健康の回復を待って無事に帰国させた。また、国際連盟においては、人種差別撤廃提案を行った。昭和初期には、リトアニアの杉原千畝在カウナス領事代理により発給されたいわゆる「命のビザ」により、約 6,000 人のユダヤ系難民が日本など国外に脱出し、危機から免れた。

戦後、日本は、国連を始めとする国際的な場等を通じ、国際的な人権規範の発展・促進など、世界の人権状況の改善に貢献している。

例えば、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況の改善を北朝鮮に強く求めるため、国連人権理事会に毎年、北朝鮮人権状況決議を提出し、また、紛争や暴力に起因する人権・人道面での取り組むべき課題が山積するアフリカにおいて、紛争・災害対策等のために支援を行うなどの取組を継続している。また、21世紀の国際協調の理念として「人間の安全保障」を掲げ、その推進のために様々な努力を行ってきた。

このほかにも、法の支配の実現を目指し、開発途上国の法整備支援などにも積極的に取り組んでいるほか、国際社会の平和と安定のためにより積極的な役割を果たしていくことが必要との考えの下、カンボジア和平と平和の定着^(注2)、フィリピン・ミンダナオの平和構築^(注3)、スリランカの国民和解^(注4)等の国連を中心とした国際平和のための努力に対し、本格的な人的・物的協力を行ってきた。様々な分野における日本の技術協力、人道支援等による国際社会への貢献も注目に値する。

また、保健、教育、貧困撲滅、環境、防災等の分野においても、従来から積極的に貢献を行ってきており、特に、保健分野では、世界エイズ・結核・マラリア対策基金にこれまでに約 21.6 億ドルを拠出する等の取組を行ってきている。

最近では、特に、安倍総理の強いリーダーシップの下、「女性の輝く社会」の構築は世界に大きな活力をもたらすととの考えにのっとり、国際社会との協力や途上国に対する支援を強化している。安倍総理自身、21世紀を女性に対する人権侵害のない世界にしなければならないとの決意を繰り返し明らかにし、そのメッセージは国際的にも高く評価されている。

アジア各国に対しても、日本は、発展や安定のために多大な協力を行ってきた。長年にわたる中国に対する政府開発援助の供与、アジア通貨危機における韓国への対応等はその好例である。

3. 慰安婦問題をめぐる事実関係

日本は、このように人権を尊重する平和国家として歩み続け、先の大戦への痛切な反省とともにひたすらに自由で民主的な国家を創り上げてきた。にもかかわらず、近年、慰安婦問題等を利用して、客観的事実に基づかず、一方的な主張のみを取り上げる政治目的のキャンペーンにより、日本の名誉と信頼が著しく損なわれている。これに対し、以下に述べるように我が国として誤りを正し、国際社会の正しい理解を促し、正当な評価を得なければならない。

(注2) 平成4年・5年の国連 PKO に対する要員・部隊の派遣等

(注3) 平成18年以降の経済開発プロジェクトの着実な実施等

(注4) 平成19年「スリランカ復興開発に関する東京会議」開催等

(1) 朝日新聞による誤報とその放置

朝日新聞は、昭和 57 年 9 月、朝鮮人慰安婦が「強制連行された」と報じ、済州島で「慰安婦狩り」を行ったとの吉田清治氏の「証言」を紹介した。また、宮沢喜一総理(当時)の韓国訪問直前の平成 4 年 1 月の社説では、慰安婦が「挺身隊」の名の下に勧誘又は強制連行されたと論じた。

しかし、その後、朝日新聞は、平成 26 年 8 月の記事及び役員による記者会見において、同紙の報道した吉田氏の「証言」が虚偽であったこと、慰安婦と女子挺身隊^(注5)とを混同していたこと等を認め、12 月には木村社長が辞任することとなった。

(2) 河野官房長官談話

平成 5 年 8 月 4 日、河野洋平官房長官(当時)は、政府調査の結果、慰安所が①当時の軍当局の要請によって設営され、②軍の要請を受けた業者が主として募集に当たったが、その際、強圧と甘言による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあった旨示した上で、おわびと反省の気持ちを述べるいわゆる「河野談話」を発表した。

この談話の作成過程での調査では、いわゆる「強制連行」が行われたことを示す資料等は無く、確認できないという認識に立ち、それまでに行った調査を踏まえた事実関係をゆがめることのない範囲で、談話の文言については韓国政府の意向・要望について受け入れられるものは受け入れ、受け入れられないものは拒否する姿勢で、文言をめぐる韓国側との細部にわたるすり合わせによってまとめられたことが確認されており^(注6)、韓国側の意向が色濃く反映されていることは否めない。

河野官房長官は、同日行われた記者会見において、調査結果について「強制連行の事実があったという認識なのか」と問われ、「そういう事実があったと。結構です」と述べている。結果、河野談話は「強制連行」は確認できないとの認識に立って作成されたにもかかわらず、その後の河野官房長官の発言や、当時、朝日新聞が報じていた吉田清治氏の「証言」が、あたかも強制連行があったかのような事実と反する認識を、韓国をはじめ国際社会に広めた大きな原因になったと言わざるを得ず、重大な問題である。

なお、日本政府は、「調査結果の発表までに政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかった」との見解を閣議決定する^(注7)が、河野談話を継承し、これを見直すつもりはないとの立場を繰り返している。

また、慰安婦の総数についても、「20 万人」等の根拠のない数字がしばしば示されるが、これについても、平成 5 年 8 月 4 日に河野談話と共に発表された政府調査結果の報告書において、「発見された資料には慰安婦の総数を示すものはなく、また、これを推認させるに足りる資料もないので、慰安婦総数を確定することは困難である」と述べられているとおり、慰安婦の総数については確認されていないという日本政府の立場である。

(注5) 女子挺身隊とは、太平洋戦争下の女子の勤労働員組織。満12歳以上40歳未満の未婚女子により居住地・職場で編成。1年間工場・農村で勤労奉仕。朝鮮・台湾でも実施(『広辞苑』より)。

(注6) 平成26年6月に「河野談話作成過程等に関する検討チーム」が公表した、「慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯 ～河野談話作成からアジア女性基金まで～」による。

(注7) 平成19年3月16日(第一次安倍内閣)。質問主意書に対する答弁書において。

仮にこのような調査に基づく客観的な事実と異なった主張がなされるのであれば、その根拠となる客観的な事実が示されるべきである。

(3) 財団法人女性のためのアジア平和国民基金(以下、「アジア女性基金」)

河野談話の発出後、慰安婦問題が多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であることから、日本政府及び国民のおわびと反省の気持ちをいかなる形で表すかにつき国民的な議論を尽くした結果、この問題が昭和40年の「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」(以下、「日韓請求権協定」)により国際法的には完全かつ最終的に解決済みではあったが、平成7年、元慰安婦の人道的・現実的救済の観点から、アジア女性基金が設立された^(注8)。

同基金は、「償い金」(一人当たり200万円)、「医療福祉支援事業」(韓国及び台湾では一人当たり300万円、フィリピンでは一人当たり120万円)を支給するとともに、各人に対し歴代総理大臣(橋本総理、小渕総理、森総理、小泉総理)の「おわびの手紙」^(注9)を送ること等を通じ、最大限努力してきた(韓国及び台湾ではそれぞれ61名、13名に対し一人当たり計500万円を支給。フィリピンについては、211名に対し一人当たり計320万円を支給)。

なお、河野談話の発出を含む日本政府の取組は、最終的な決着を意図して韓国政府とのぎりぎりの調整を経て政治的に行われたものであったが、韓国内の圧力もあり、韓国政府からアジア女性基金事業に対する反対の意が示され打ち切らざるを得なかった。もとより元慰安婦に対する金銭的な対応で全てが解決する訳ではないが、前述のように日本国民の気持ちを表したものである。

(4) クマラスワミ報告書

このような状況において、平成8年、国連人権委員会(当時)に対し、クマラスワミ特別報告者から、客観的事実や日本のこれまでの取組を踏まえ、慰安婦を「性奴隷」とし、日本政府に謝罪や賠償を勧告する報告書が提出された。

この報告書の中には、元慰安婦の「証言」を引用する形で、釘、水、蛇等を用いた荒唐無稽で残虐な行為があたかも慰安婦に対して行われたかのごとく書き込まれているが、日本では歴史的に行われることのない極めて残虐な方法であり、古代中国で刑罰として行われた

^(注8) アジア女性基金には、国民等からの募金6億円が寄せられ、政府予算(拠出金・補助金を合わせ)約48億円(平成19年3月末までの合計)が拠出された。

^(注9) 総理の「おわびの手紙」(全文)「いわゆる従軍慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を傷つけた問題でございました。私は、日本国の内閣総理大臣として改めて、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げます。わが国としては、道義的な責任を痛感しつつ、おわびと反省の気持ちを踏まえ、過去の歴史を直視し、正しくこれを後世に伝えるとともに、いわれなき暴力など女性の名誉と尊厳に関わる諸問題にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。(自署)」

行為との混同によるものではないかと思われる^(注10)。

日本政府は、同報告書の事実関係及び法的議論に関し、日本が同意できず留保を付していることを指摘したが、あたかもクマラスワミ報告書に書かれている内容や、また、慰安婦は性奴隷であるかのごとき誤った認識が国際社会に流布され、その結果、近年でも人権に関する国際的なフォーラム等において、そのような誤った認識に基づく言及が行われることが少なくない。

日本政府は、慰安婦の方々が筆舌に尽くし難い思いをされたことに心を痛めながらも、「クマラスワミ報告書」に書かれている内容には受け入れられない部分が多数あることや、国際法上、慰安婦制度が奴隷制度であったとは解されないとの立場の下、性奴隷との表現は誤りであるとの考えを示している。

(5) 米国における慰安婦問題の取り上げられ方

最近では、米国公立高校で使用される教科書の一部に、慰安婦問題等について、「日本軍は、『慰安所』ないし『慰安施設』と呼ばれる軍用売春宿で働かせるために、最大で20万人にも及ぶ14歳から20歳までの女性を、強制的に募集し、徴集し、制圧した。日本軍は、部隊に対し、天皇からの贈物であるとして、これら女性を提供した。これら女性は、朝鮮、台湾及び満州といった日本の植民地、また、フィリピン及びその他の東南アジア諸国の占領地の出身である。」「いったんこの帝国の売春サービスに強制的に組み込まれると、『慰安婦』たちは、一日あたり、20人から30人の男性の相手をさせられた。戦闘地域に配置され、これら女性はしばしば、兵隊らと同じリスクに直面し、多くが戦争犠牲者となった。他の者も、逃亡を企てたり、性病にかかったりした場合には、日本の兵士によって殺害された。戦争の終結に際し、この活動をもみ消すために、多数の慰安婦が殺害された。」など重大な事実誤認が含まれていることが判明した。

出版社や執筆者が享受する表現の自由を最大限尊重しなければならないことは言うまでもないが、学校の教科書等で虚偽を教えて、いたずらに日本の名誉を毀損することは許されることではない。政府は、日本の立場や取組に対して客観的な事実に基づく記載がなされるよう働きかけを行っているが、いまだその記載は正されてはいない。

米国政府間作業部会(IWG)は、その調査(ナチス戦争犯罪及び日本帝国政府の書類に関する調査)の対象として、日本の慰安婦制度における女性の組織的な奴隷化を示す文書

(注10) 「クマラスワミ報告書」には、例えば次のような元慰安婦による証言が引用されている。

「私たちが見ている中、彼らは彼女の衣服を剥ぎ、足や手を縛り、釘の打ち出た板の上を釘が彼女の血や肉片で覆われるまで転がしました。そして最後に、彼らは彼女の首を切り落としました。別のヤマモトという日本人は、私たちに向かって、『お前たち全員を殺すのは、犬を殺すより簡単だ。』と言いました。また、彼はこうも言いました。『こいつら朝鮮人女は空腹ゆえわめいているのだから、この人肉を茹でて、食べさせてやれ。』」

「ある日、彼らは私たちのうち40人をトラックで遠くへ運び、水と蛇で一杯になったプールに連れて行きました。兵士たちはそのうちの数名の少女を殴り、その水の中に乱暴に押し入れ、土を入れ、生きたまま埋めました。おそらく、駐留兵舎にいた少女の半分以上は殺されたと思います。」

「彼女は庭に連れ出され、我々皆の前で彼女は首を剣で切り落とされ、体はバラバラに切り刻まれました。」

(なお、古代中国の刑罰については、麻生川静男著「本当に残酷な中国史 大著『資治通鑑』を読み解く」(角川SSC新書)のP43、84、85、93、104を参照。)

を含めていた。それにもかかわらず、報告書において、日本の慰安婦制度における女性の組織的な奴隷化を示す記述はなかった。

(6) 日韓請求権協定と日韓共同宣言

そもそも、韓国との財産及び請求権の問題については、個人の請求権も含めて完全かつ最終的に解決済みであることが、昭和 40 年に締結されたいわゆる「日韓請求権協定」に照らし明らかである。

また、国交正常化に際し、朝鮮戦争で荒廃し、GNP で比較すれば北朝鮮に劣後していた韓国に対し、多額の資金供与(無償 3 億ドル、有償 2 億ドル。当時の韓国の年間国家予算の 1.6 倍)を行ったことも特筆に値する。

その上で、平成 10 年には、小渕恵三総理(当時)と金大中大統領(当時)との間で「日韓共同宣言」が作成され、両首脳により「国交正常化以来築かれてきた両国間の緊密な友好協力関係をより高い次元に発展させ、21 世紀に向けた新たな日韓パートナーシップを構築するとの共通の決意」が宣言されたほか、「両国が過去の不幸な歴史を乗り越えて和解と善隣友好協力に基づいた未来志向的な関係を発展させるためにお互いに努力することが時代の要請である」旨表明され、新しい日韓関係がスタートした。

(7) 現在の憂慮すべき状況

しかるに、現状は、米国、フィリピン、台湾、オランダ等の立法府において慰安婦問題に関する決議が採択又は提出され、韓国や米国において慰安婦像や碑が設置されるなど、日本政府の立場と相容れない極めて残念なことが諸外国で起きている。

結果として、これらが慰安婦問題をめぐる状況を複雑化させ、各々の国内での様々な民族系から成る地域コミュニティを分断し、問題の解決をより一層難しくすることになるばかりでなく、このような行為によって誤った事実認識が広がることになり、地域住民のみならず国民同士の友好関係を悪化させ、日本の名誉と信頼を著しく傷つける結果につながりかねない。

4. 求められる今後の対応

世界における慰安婦問題についての事実ではない歪曲された憂うべき状況を一刻も早く除去することが、日本の名誉回復のために必要である。さらに、今後、世界遺産登録をめぐり、日本と韓国との間で生じた紛議に見られるような事例が無いように、また、日本の立場、各種情報、政策、そして平和国家としての歩み及び日本の目指すべき将来像について、常時、国際社会に発信するために、今後次のような取組を政府をはじめとして関係する主体がそれぞれ効果的な形で推進していく必要がある。

当然のことながら我が党としても日本の名誉回復のために、積極的に対応することが必要である。なお、最も重要な隣国である韓国との間で、早期に首脳会談を実現し、諸課題の解決と友好関係の再構築に努めることの重要性は論をまたない。

(1) 事実誤認等に対する説明・反論・働きかけ、法的対応

- 1) 事実誤認に基づく日本の主張と相反する諸外国の記事、報道、出版(教科書を含む。)等に対し、政府自ら率先してウェブサイト、雑誌・新聞への投稿等を通じ、客観的な事実関係、日本の立場や取組を丁寧に説明し、また、適切な反論を行うなど、効果的に発信する。
例えば、今回の世界遺産登録に際して、日本が「強制労働」を認めたとの誤解を生じないように、1944年秋以降の徴用政策による労働は、日本人にも韓国人にも同様に適用されたものであり、ILO 条約上の「強制労働」には当たらず、合法的であったことを世界に向けて発信する。
- 2) 諸外国における慰安婦問題に関する像・碑・広告看板等の設置、議会決議の採択等の動きがある地域に対し、議会、行政府、メディア、日系人・在留邦人等様々なチャンネルを通じ、必要な情報収集及び働きかけを行う。
- 3) 日本の教科書、辞書等において、また、教育現場において、事実誤認に基づく記述が掲載され、また教育が一部で行われていることについて、これが適切な形で修正されるよう、様々なチャンネルを通じて関係者に客観的な事実関係、政府の立場や取組について丁寧に説明する。
- 4) 不当訴訟が行われないよう、訟務局と連携して万全の対応を図るとともに、争うべきときには事実関係を含め争うことができるように訟務局の体制を強化する。

(2) 国際社会の理解の増進

- 1) 国連を始めとする国際的な場において、日本のイメージの向上に資するような情報発信、反論等に積極的に取り組む。
- 2) テレビの国際放送、インターネット等のメディアを最大限活用するなど、一般の人々に対しても直接日本の立場や取組について効果的に発信するツールの開拓に努める。
- 3) 慰安婦問題について正しく記述され、その発信が適切と思われる出版物の翻訳に積極的に取り組む。
- 4) 国連総会決議により死文化したことが確認されている国連憲章のいわゆる「旧敵国条項」について、国連憲章の改正の機会に、その削除に向けて努力する。

(3) 国際交流の枠組みの活用

- 1) 国会をはじめ議員の外国訪問、外国議員団の来日等の機会を捉え、議員間交流を通じ、諸外国の要人に日本の立場や取組を積極的に説明し、理解を求める。
- 2) 姉妹都市交流、企業間交流、JETプログラムや青少年交流関係者等を含むその他民間の交流等様々なチャンネルを通じた活動を展開し、諸外国における「親日派」の開拓に努める。
- 3) ODA、法整備支援などの戦略的取組により、価値観を同じくする仲間を増やす。

(4) 第三者による情報発信の促進

- 1) 政府が率先して戦略的に情報発信を行えるよう、国際的な影響力を有する欧米諸国の学

者・研究機関・報道機関等に対し、随時、必要な情報提供を行う。ジャパン・ハウス等の外交資源を有効に活用する。

- 2) 有識者、著名人等によるシンポジウムの開催や、有識者間の交流・会合を通じた第三者による情報発信の支援に積極的に取り組む。
- 3) 日本の立場や取組に関する発信に有効と思われる諸外国のシンクタンク、コンサルタント、弁護士等を積極的に活用する。

5. 日本の将来像

以上のとおり、本委員会は日本の名誉と信頼を回復するために何をすべきかについて、提言を行った。しかし、我々の対応は現在の不名誉な状況を除去するための対処療法にとどまるべきではない。

我々の原点は、日本が国際社会においてふさわしい名誉ある地位を占めること、日本人が世界において尊敬され、高い信頼を得る存在であり続けることである。そのためには、日本の名誉と日本に対する信頼を更に高めていくため、常日頃我々自らが努力していく必要がある。

そして、日本は単に経済大国だけでなく、道義国家・文化国家をめざし、国際社会が直面する様々な課題に自ら率先して取り組み解決していくことが不可欠である。

現在、サイバースペースの発展によって人々の外国に対する興味や関心は高まっているが、こうした間接的な情報より、むしろ実際の交流を通じて、世界の多くの人々に現在の日本のありのままの姿、日本本来の良さを理解してもらうことが重要である。

同時に我が国は、自国の文化伝統を大切にするとともに、多様な外国の文化伝統の良さを受け止めることで、より一層精神的豊かさを深めることができる。日本人が誇る寛容さと謙虚さをもって、他国の文化伝統に対して敬意を払う姿勢を示すことが、文化大国としての日本のあるべき姿であり、そのような道義的高みに立つことにより、日本の文化伝統もまた世界の人々から更に親しみや尊敬を勝ち得ることができるようになると考える。

このような基本的考え方に基づいて、具体的に4つの施策を強化していくことを提言する。自民党として積極的にイニシアティブをとっていくとともに、政府の施策を強力に支援することとする。

第一に、日本はアジアの平和と発展に中核的役割を果たしていかなければならない。

日本は、戦後、二度と戦争を起こしてはならないという過去への痛切な反省の上に立ち、平和国家としての途を歩んできた。そして、一貫してアジアにおける自由と民主主義、そして法の支配を尊重し、力ではなく友好により、地域の平和と経済発展に貢献してきた。

アジア地域は、今や世界における成長センターとなっているが、同時に、安全保障上の緊張が高まりつつあるのも事実である。

こうした中で、日本が引き続きアジアの平和と発展のために法整備支援や質の高いインフラ整備、さらに戦略的な ODA の活用や医療・教育など人道的支援を通じて、積極的に中核的役割を果たしていくことが、日本の名誉と日本に対する信頼を更に高めることにつながる。

第二に、戦後の人権国家としての歩みを強固なものとするとともに、女性が一層活躍できる社会を構築していくことである。

戦後、日本は憲法において定められた基本的人権の尊重を実践し、人権に関する多くの国際条約を締結してきた。また、自民党政権の下、すべての人にチャンスが与えられる社会づくりに成功してきた。

今後とも日本は、世界のすべての人々が法の支配を享受し、平和で安心した暮らしができるよう貢献し、アジア諸国の模範となっていく必要がある。そして、日本経済再生とこれまで脆弱な立場に置かれてきた女性の支援という2つの重要な観点から、女性が十分に活躍できる環境を整えるべく政治的イニシアティブをとっていく必要がある。

慰安婦問題をめぐり、客観的な事実に基づかない報道等により日本の名誉と信頼が失われたが、日本としては、今日的課題である紛争下における女性の人権の保護の問題に、より一層積極的に取り組むことにより、女性の人権が二度と侵害されることのない世界をつくっていくことに貢献すべきである。

第三に、日本は国際社会の国々から尊敬や信頼を受ける文化国家を目指すべきである。

日本の豊かな伝統や文化は、これまでも海外において大きな関心を集めてきた。最近ではクールジャパンの名のもと様々な文化活動が、多くの若者の心をつかんでいる。これらは掛け値なしの日本の姿を示すものであり、更に多くの国外の人々に日本の文化に接してもらうことにより、日本に対する理解や親近感を深めることができる。このような地道な文化の海外への発信活動こそが日本の名誉や信頼にもつながっていく。

また、日本人は古来より中国の古典や西洋・東洋の美術をはじめ外国の文化に大きな関心を示し、互いに影響を与え合ってきたが、外国文化に対して寛容に学び豊かな文化的素養を持つことは、日本の文化国家としての地位を強固なものにすることにつながる。こうした観点から、今後とも世界の国々との文化交流を国家戦略として強化していく必要がある。

第四に、未来を担う青少年の交流、とりわけ近隣諸国との間の青少年交流を強化していくべきである。

若者はソーシャルメディアを通じて様々な情報に接している。その中で、人々は世界で起こっていることに大きな関心を持つようになる反面、事実に基づかない情報、偏ったイメージに基づく誤解も増えている。

ここ数年、中国、韓国、東南アジアを含め多くの外国人観光客が日本を訪問しているが、そのほとんどの人々が日本を訪れてよかったとの感想を述べている。サイバースペースを通じた虚像ではなく、人々の直接の接触を通じて、実像の理解を深めることがますます重要になっている。

未来を担う青少年の交流を一層促進し、人と人との実際の接触を通じて、外国の若者に日本の本来の良さを知ってもらうことで、親日派、知日派を増やしていくよう地道に努力していく必要がある。また、日本の若者が外国に対する理解を深め視野を広げることにより、将来日本が国際社会においてより一層の名誉と信頼を勝ち得ていくことにつながると思う。